

## 注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus

## 欧州サステナビリティ報告

## 特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンスの要求事項に関するオムニバスパッケージを最終化

## 目次

## 背景

企業サステナビリティ報告指令  
(CSRD) の改正

## EU タクソノミー規則の改正

企業サステナビリティデューデリジェンス  
指令 (CSDDD) の改正

## 次のステップ

## 詳細情報

このiGAAP in Focusは、欧州委員会（EC）が2025年2月に提案した、オムニバスパッケージにおけるコンテンツ案の最終化を表す特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンスの要求事項を説明するものとなっています。採択された条文は、[2025年12月16日](#)に欧州議会（EP）、[2026年2月24日](#)にEU理事会により承認されました。最終条文は、[2026年2月26日](#)にEU官報（官報）に掲載され、その20日後に発効します。

本稿は、EU理事会の承認および官報における最終条文の公表を反映するために、2026年2月26日付で更新されています。

- EPとEU理事会はオムニバスパッケージのコンテンツ案の最終化を承認し、最終条文はその後、官報に掲載されました。
- 採択された条文では、EU企業は会計年度中の純売上高が4億5000万ユーロ超で、かつ平均従業員数が1,000人超である場合、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用対象となります。EUの規制市場に上場しているEU域外企業にも同様の閾値が適用されます。加盟国の法律に法制化された際、これらの企業（CSRDの下で既に報告している「Wave1」の企業を除く）は、2027会計年度から報告することが要求されます。
- 「Wave1」企業は、2025会計年度および2026会計年度の報告が引き続き求められます。ただし、従業員数1,000人および純売上高4億5000万ユーロの閾値を満たさない企業の報告義務を免除するという、国内法へ法制化された加盟国のオプションから便益を受ける場合を除きます。EU域内で4億5000万ユーロ超の純売上高を計上する第三国企業のEU拠点の子会社または支店は、2億ユーロ超の純売上高を計上する場合、第三国の親会社のグループレベルでサステナビリティ情報を公表し、アクセス可能にすることが求められます。これらの企業は、2028会計年度から報告が求められます。
- 金融持株会社（Financial holding companies）は、子会社が相互に独立したビジネスモデルや事業を行っている場合には、連結サステナビリティ報告書の作成を省略することができます。
- すべての公益企業（PIE）（大規模上場企業を含む）は、親会社の報告に含まれている場合には、子会社の免除規定を使用することができます。
- 従業員数1,000人以下のバリューチェーン企業は、2026年7月19日までにECが策定する予定の任意で使用される新たなサステナビリティ報告基準を超える情報を提供する必要はありません。

詳細については、以下のWebサイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

- ECは2027年7月1日までに限定的な保証基準を採択することが求められています。元のCSRDの条文に含まれていた強制的な合理的保証の要件に移行するという選択肢は削除されています。
- 加盟国は、2027年3月19日までに、CSRDの改正を自国の国内法に法制化することが求められています。
- 特定の企業に対する任意のタクソミー報告に関するECの提案規定は維持されていません。したがって、会計年度中の純売上高が4億5000万ユーロ超で、かつ平均従業員数が1,000人超のEU企業（およびEU規制市場に上場しているEU域外の企業）については、引き続きタクソミー報告が義務付けられています。企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の適用範囲が縮小されました。5,000人超の従業員数を有し、かつ全世界の純売上高が15億ユーロ超（および、EU域外の企業については、EU域内で発生した15億ユーロ超の閾値）の企業が対象となります。加盟国によるCSDDDの国内法への法制化期限は1年延期され、2028年7月26日となりました。2030年1月1日以降に開始する会計年度から開始する特定の報告義務を除き、企業は2029年7月26日までに国内法に法制化された改正CSDDDの義務を遵守することが求められます。

## 背景

2025年2月、欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告およびデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案（「オムニバスプロポーザル」）を提案しました。Deloitteの*iGAAP in Focus*は、このオムニバスプロポーザルの詳細を提供しています。

オムニバスパッケージには、CSRDとCSDDDに関連する以下の2つの異なる法案が含まれていました。

- 「ストップ・ザ・クロック法案」は、「Wave2」企業（「Wave1」企業以外の大規模企業）については2025年から2027年に、「Wave3」企業（上場SME、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）については2026年から2028年に、現行のCSRDにおける既存の報告の要求事項の適用を2年延期しています。これらの提案は最終化され、2025年4月17日に発効しました。
- サステナビリティ報告とデューデリジェンスの要求事項に関する「コンテンツ案」が最終化されました。

この出版物はコンテンツ案の最終決定に焦点を当てています。

## 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の改正

### 範囲と発効日

企業の報告負担を軽減し、よりバランスのとれた方法で報告の目的を達成するために、単体またはグループレベルでのサステナビリティ報告書の作成と公表の義務は、会計年度中の純売上高が4億5000万ユーロ超で、かつ平均従業員数が1,000人超のEU企業またはグループ（またはEU規制市場におけるEU域外発行者）に限定されています。引き上げられた閾値は、信用機関や保険会社にも適用されます。加盟国の国内法に法制化され、「ストップ・ザ・クロック」指令の適用と組み合わせられた場合、対象となる企業（既にCSRDの下で報告している「Wave1」企業を除く）は、2027会計年度から報告することが求められます。

新たな閾値を満たさない「Wave1」企業は、2027会計年度から報告する必要がなくなります。しかし、これは、現行のCSRDの下での2025年および2026年会計年度の報告の要求事項に影響を与えません。加盟国は、これらの企業に対して2025年および2026年の会計年度の報告を免除するオプションを有しますが、有効にするためには、このオプションを国内法に法制化しなければならないことになります。

### Observation

CSRDの改正された範囲は、強制的なサステナビリティ報告が最大規模の企業およびグループに限定されることを確実にすることが意図されています。共同立法者の見解では、これらの企業やグループは、環境、社会、およびガバナンスへの影響という点で最も重要です。ECは、2031年4月30日までにおよびその後は3年ごとに閾値を見直すことが求められ、必要に応じて閾値の修正を提案することが求められています。新たな閾値を下回る企業やグループは、任意のサステナビリティ報告の実施を継続または開始することができます。この目的のために、2026年7月19日までにECは任意利用のための新たなサステナビリティ報告基準を策定します。

直近の連続する二会計年度のそれぞれにおいて4億5000万ユーロ超の純売上高をEU域内で計上した第三国企業の、EUを拠点とする子会社または支店は、当該子会社または支店が前会計年度において2億ユーロ超の純売上高を計上した場合には、第三国親会社のグループレベルでサステナビリティ事項に関する影響についてサステナビリティ情報を公表し、利用可能にすることが求められています。これらの企業は、2028会計年度から報告が求められています。

**Observation**

改正された条文は、第三国企業のサステナビリティ事項への影響に関する報告に適用される要求事項を改正するものではありません。報告書は、ECが採択する第三国企業用のサステナビリティ報告基準、完全な欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、または同等とみなされる基準のいずれかを用いて作成されるべきです。同等性に関する規定を含む、グループが従う必要がある報告要求事項は、これ以上明確にされていません。しかし、ECは別途、2027年10月1日より前に第三国企業に対する報告要求事項を採択しないと述べています。

直近の連続した二会計年度においてEU域内で4億5,000万ユーロ超の純売上高を計上した第三国企業の、EUを拠点とする子会社または支店で、2億ユーロの閾値を満たすものは、その企業自身がCSRDの対象であるかどうかにかかわらず、第三国企業が提供するサステナビリティ報告書を公表し、利用可能にすることが求められます。子会社自身がCSRDの対象となっている場合（すなわち、純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ会計年度の平均従業員数が1,000人超）、子会社自身の重要なインパクト、リスクおよび機会についても報告する必要があります。

**適用免除****金融持株会社（Financial holding companies）**

グループの親会社である金融持株会社は、親会社が以下の場合、サステナビリティ報告から免除されます。

- 株主としての権利を損なうことなく、子会社の経営に直接または間接的に関与することが認められていない。
- 多様な持株、すなわち、ビジネスモデルや事業が相互に独立している企業を保有している。

この免除は、金融持株会社である第三国の親会社にも適用されます。

**Observation**

金融持株親会社（Financial holding parent companies）に対する免除は、ある子会社の活動が他の子会社の活動を可能にしたり、直接的に支援したりするなど、子会社同士が事業活動を通じて密接に関連している場合には、適用されません。

親会社に対する適用免除は、例えば、グループ内の企業自身がCSRDに従ってサステナビリティ報告を作成することが求められる場合（すなわち、純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ会計年度の平均従業員数が1,000人超）、グループ内の他の企業に適用される可能性のある報告義務に影響しません。

**連結PIE（Consolidated PIEs）**

改正された条文では、子会社であるすべてのPIE（大規模上場PIEを含む）は、親会社の報告に含まれている場合には、子会社免除規定を使用することが認められています。

**機密情報または機微情報**

企業は、サステナビリティ報告の要求事項を適用する際に、以下の情報を省略することが認められています（保証の対象）。

- 企業の商業上の地位を著しく損なうおそれのある情報。ただし、そのようなケースが例外的なものであり、かつ、報告されたサステナビリティ情報の利用者の利益も適切に保護されることを確保するために、省略に関する特定の条件が満たされていることを条件とする。
- 知的資本、知的財産、ノウハウ、技術情報またはイノベーションの成果に関する情報であって、営業秘密に該当するもの
- 機密情報
- 他の EU 法または国内法に従って不正アクセスまたは開示から保護される情報
- 自然人のプライバシーまたは自然人もしくは法人の安全を損なうおそれのある情報

**買収および合併**

親会社は、新たに買収または合併した子会社のサステナビリティ報告を次の会計年度に延期することができます。同様に、親会社は、会計年度中にグループを離脱する子会社に関する情報を省略することができます。親会社がこれらの適用免除の一方または両方を使用することを選択した場合、グループのサステナビリティインパクト、リスクまたは機会に影響を与える、除外された子会社に関する重大な事象を開示することが要求されます。

## バリューチェーンキャップ

新たなCSRD閾値に満たない企業（「保護対象企業」）は、CSRDの下でのサステナビリティ報告を目的とした要請に応じて、2026年7月19日までにECが策定する新たな任意利用のためのサステナビリティ報告基準に規定された情報を提供することのみが求められます。これらの基準を超える情報の提供を拒否することができ

### Observation

バリューチェーンキャップは、CSRDが要求するサステナビリティ情報の報告を目的とした情報収集にのみ適用されます。それは、特定のセクターの企業間で一般的に共有される情報など、任意の情報の共有を禁止するものではありません。また、デューデリジェンスプロセスを実施する企業に対するEUの要求事項を遵守する目的の要求を含む、他の目的のための情報要求にも影響しません。

ます。

EU規制市場での取引が認められた証券を有する中小企業がサステナビリティ報告義務の範囲から除外されたため、中小企業のサステナビリティ報告基準を規定する委任法をECが採択するという規定は削除されました。その結果、CSRDの適用から最初の2年間は、中小企業がサステナビリティ報告からオプトアウトすることを認める規定が削除されました。

## サステナビリティ報告基準

すべての主要なサステナビリティ関連トピックについて、重要性があり、比較可能かつ信頼性のある情報を企業が開示することを確保するために、CSRDは、その範囲内の企業にESRSを適用することを要求しています。最終の包括的な条文には、他のEU法令の要求事項と可能な限りの一貫性の確保や、可能な範囲で定量的情報の開示を優先することを含む、ESRSの策定のための強化された規程が含まれています。サステナビリティ報告のための世界的な基準設定イニシアティブの作業を可能な限り最大限考慮する要求事項は維持されています。

### Observation

オムニバスプロポーザルには、2023年12月にEU官報に掲載された委任法を通じて発行されたESRSを改正するというコミットメントが含まれていました。2025年3月、ECはEFRAGに対し、ESRSの簡素化に関する技術的助言を提供するよう要請しました。2025年12月、EFRAGはECに技術的助言を提出しました。[この助言](#)はEFRAGウェブサイトのこちらで入手できます。Deloitteの[iGAAP in Focus](#)では、技術的助言の詳細を提供しています。次のステップとして、ECは、ESRSを改正する委任法を採択する際に、EFRAGの技術的助言を検討します。ECは、技術的助言とは異なる改正ESRSを採択する場合があります。ECは、オムニバスパッケージの発効後、遅くとも6か月以内に必要な委任法を採択することを目指しています。このタイムラインは、2027会計年度に改正基準を適用する企業に間に合うようにESRSを委任法として採択できるようにすることを意図して設定されており、2026会計年度に任意適用の選択肢が設けられる可能性もあります。

ECは2026年7月19日までに、バリューチェーンキャップによって保護されている企業が任意に使用するサステナビリティ報告基準を規定する委任法を採択します。これらの基準は、これらの企業の能力および特性ならびにその活動の規模および複雑さに比例し、関連します。サステナビリティ情報の報告が要求されない他の企業も、これらの基準を適用することができます。ECが任意使用のためのサステナビリティ報告基準を採択するまで、企業は「中小企業のための任意サステナビリティ報告基準」（VSME基準）を適用することができます。継続性および比例性を確保するために、任意使用のためのサステナビリティ報告基準は、VSMEに基づくべきです。これらは少なくとも4年ごとにECによって見直され、必要に応じて改正されます。ECはEFRAGに技術的助言を求めます。

セクター別基準の規定は削除されました。CSRDの下でサステナビリティ報告の作成を要求される企業からの要求によっては、ECは、特定のセクターにおけるESRSの適用に関するセクター別ガイダンスを提供することによって、企業を支援することができます。これには、そのセクターで活動する典型的な企業が、そのセクター内で重要性がある可能性の高いサステナビリティ事項を特定するのに役立つ、ダブルマテリアリティアセスメントに関するガイダンスが含まれます。そのようなガイドラインは、関連するステークホルダーとの協議に基づくべきです。適切な場合には、関連する国際基準を考慮する可能性があります。

## 保証基準

改正された条文では、ECは2027年7月1日（以前は2026年10月1日）までにサステナビリティ報告に対する限定的保証基準を採択することを義務付けています。元のCSRDの条文に含まれていた義務化された合理的保証要件に移行するという選択肢は削除されました。

2025年から2030年にかけて、第三国監査人の登録条件が簡素化され、監督が免除されます。

## EUタクソノミー規則の改正

特定の企業に対する任意のタクソノミー報告に関するオムニバスプロポーザルにおけるECの規定は維持されていません。したがって、会計年度中の純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ平均従業員数が1,000人超のすべてのEU企業（およびEU規制市場に上場しているEU域外企業）には、引き続きタクソノミー報告が義務付けられています。

オムニバスプロポーザルを公表する際に、ECは、EUタクソミー規則の下でのタクソミー開示、気候および環境委任法を改正する提案に関する協議も開始しました。これらの提案は、委任法として2025年7月に最終化され、委任法は2026年1月8日にEU官報に掲載されました。発効日は2026年1月1日で、2025会計年度を対象としています。しかし、企業は、より都合がよいと判断した場合には、2026会計年度から当該措置を適用することができます。

また、2025年12月17日、ECは、2025年7月の委任法によって導入された開示委任法の改正に関する解釈および実施のガイダンスを提供するFAQ形式の[委員会通知案](#)を公表しました。FAQでは、報告規則の適用タイムライン、金融機関への適用、金融機関の「オプトアウト」規定、10%の重要性閾値、OpEx KPIの重要性アプローチ、金融機関と特別目的企業の関係など、いくつかのトピックを取り上げています。

## 企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の改正

### 適用範囲と発効日

サステナビリティデューデリジェンスは、年次財務諸表が承認された、または承認されるべきであった直近会計年度において、平均従業員数5,000人超、かつ全世界の純売上高が15億ユーロ超の企業に求められます。EU域外の企業は、直近会計年度の前会計年度にEU域内で15億ユーロ超の純売上高を計上した場合、CSDDDの対象となります。

ECは2031年7月26日までに、閾値を改正する必要があるかどうか、および高リスクセクターにセクター別アプローチを導入する必要があるかどうかを検討します。特に、ECは、平均従業員数1,000人超、かつ全世界の純売上高が4億5,000万ユーロ超の企業 – さらに、影響の大きいセクターで事業を行っている企業 – をCSDDDの対象とすべきかどうかを検討します。

加盟国によるCSDDDの国内法への法制化期限は、さらに1年延期され、2028年7月26日になりました。2030年1月1日以降に開始する会計年度からサステナビリティデューデリジェンス事項に関する年次報告書を企業のウェブサイトに掲載する義務を除き、企業は、2029年7月26日までに国内法に法制化された改正CSDDD義務に従うことが求められます。

### 改正デューデリジェンスアプローチ

CSDDDは、関連するリスク要因を考慮しつつ、悪影響を特定し評価するための適切な措置をとることを企業に求めています。合理的に入手可能な情報に基づき、企業自身の事業活動、子会社の事業活動、および事業活動の連鎖に関連する場合は取引先の事業活動において、最も悪影響が生じる可能性が高い一般的な領域を特定するため、企業はスコーピング作業を実施することが求められます。

詳細な評価を実施する際、企業は、必要な場合にのみ、取引先に情報を要求することができます。従業員数5,000人未満の取引先からの情報は、他の方法では入手できない場合にのみ要求することができます。

いくつかの領域において、同等に起こり得るまたは同等に深刻な悪影響を特定した場合、企業は、直接の取引先が関与する悪影響の評価を優先させることができます。

### 気候移行計画

採択文は、気候変動緩和のための移行計画を策定することを企業に義務付ける要求事項を削除しています。移行計画の報告に関するCSRDの条文は変更されていません。

### 罰金

各国の監督当局によって課される罰金は、罰金を課す決定の前会計年度における当該企業の全世界純売上高の3%（または、親会社の場合、親会社レベルで計算した全世界の純連結売上高の3%）に制限されます。ECは、監督当局が罰則のレベルを決定する際に役立つガイドラインを発行する予定です。

### 報告

ECは、2029年3月31日までに、企業の報告の内容および規準に関するガイドラインを発行します。このガイドラインでは、デューデリジェンスの説明、特定された実際のおよび潜在的な悪影響、およびそれらの影響に関して取られた適切な措置が取り上げられます。

### 次のステップ

最終条文が2026年2月26日にEU官報に掲載され、掲載から20日後に発効されます。加盟国は、2027年3月19日までに、CSRDの改正を自国の国内法に法制化することが要求されます。

### Further information

If you have any questions about the omnibus proposal, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this *iGAAP in Focus*.

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of financial and sustainability reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte’s authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package.

For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

## Key contacts

### Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

[ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

<b>IFRS Centres of Excellence</b>		
<b>Americas</b>		
<i>Argentina</i>	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
<i>Canada</i>	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
<i>Mexico</i>	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
<i>United States</i>	Magnus Orrell	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
	Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
<b>Asia-Pacific</b>		
<i>Australia</i>	Shinya Iwasaki	<a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a>
<i>China</i>	Mateusz Lasik	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
<i>Japan</i>	Kazuaki Furuuchi	<a href="mailto:ifrs@tohmatsumi.co.jp">ifrs@tohmatsumi.co.jp</a>
<i>Singapore</i>	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>
<b>Europe-Africa</b>		
<i>Belgium</i>	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
<i>Denmark</i>	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
<i>France</i>	Aude Pinon	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
<i>Germany</i>	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
<i>Italy</i>	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
<i>Luxembourg</i>	Jeremy Pages	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
<i>Netherlands</i>	Henri Venter	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
<i>South Africa</i>	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
<i>Spain</i>	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
<i>Sweden</i>	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
<i>Switzerland</i>	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
<i>United Kingdom</i>	Linda Riedel	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301